

(参考資料)
小規模事業者関連法案について

平成26年6月
中小企業庁

小規模事業者を取り巻く中長期的な変化

1. 今後50年の最大の課題: 人口構造の変化(人口減少、少子高齢化)

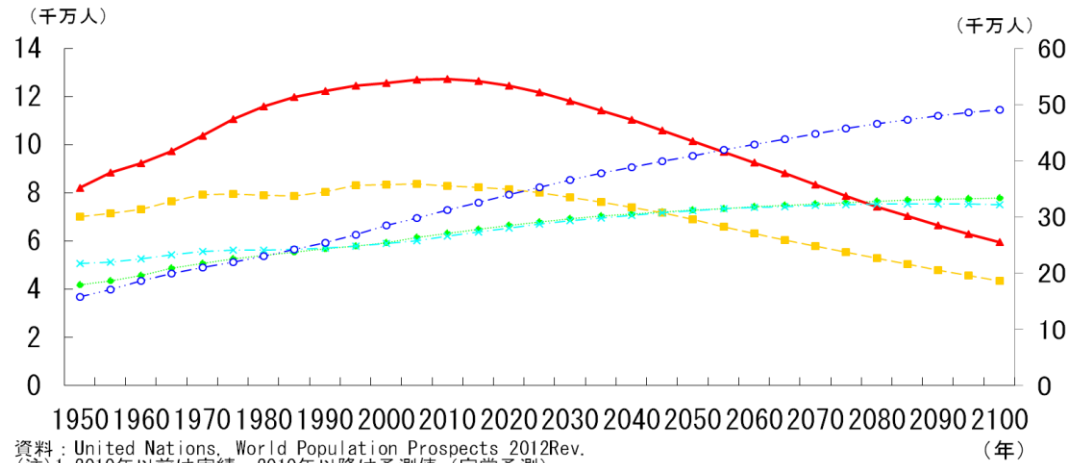
- ① 需要の減少
- ② 経営層の高齢化による活力の減退
- ③ 都市への人口集中による地域間格差拡大

2. 新たに生じている変化: 国際化／情報化

- ・市場拡大のチャンス
- ・一方で、競争激化、大企業の製造拠点の海外進出等

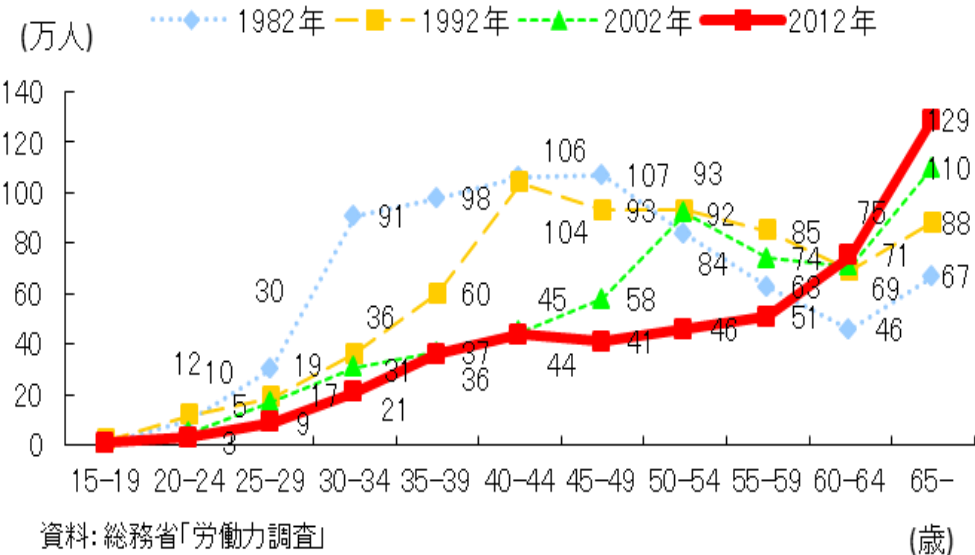
主要国の人口推移(実績・予測)

◆ フランス(左軸) ■ ドイツ(左軸) ▲ 日本(左軸)
◆ イギリス(左軸) ○ アメリカ(右軸)



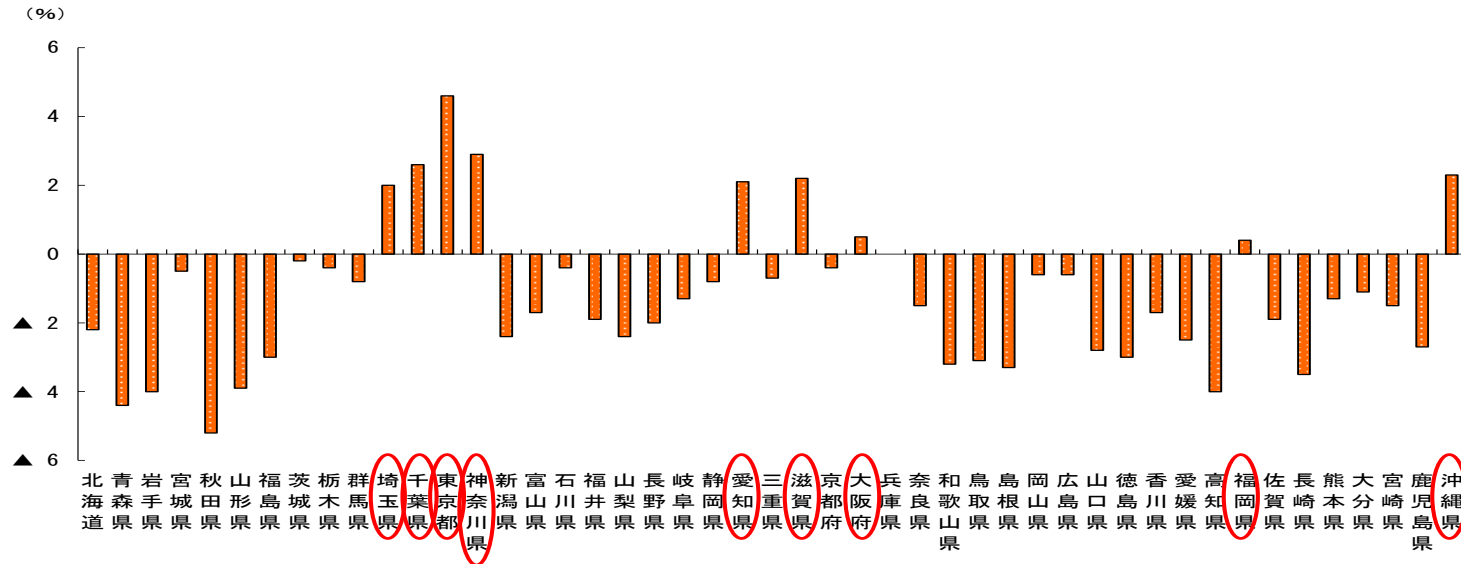
資料: United Nations, World Population Prospects 2012 Rev.
 (注) 1. 2010年以前は実績、2010年以降は予測値(定常予測)。
 2. 定常予測: 2005~2010年の合計特殊出生率が今後も維持されると仮定した際の予測。

年齢階級別 自営業主の分布(年別)

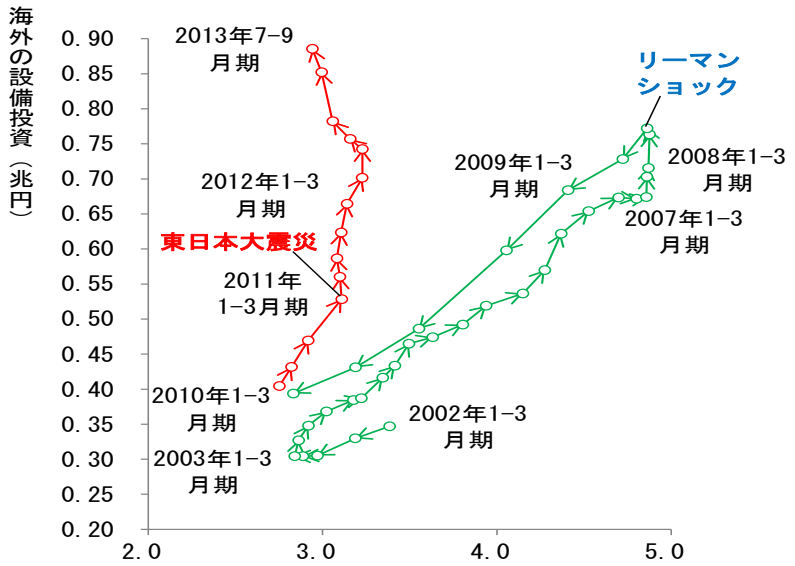


資料: 総務省「労働力調査」
 (注) 非農林業について集計

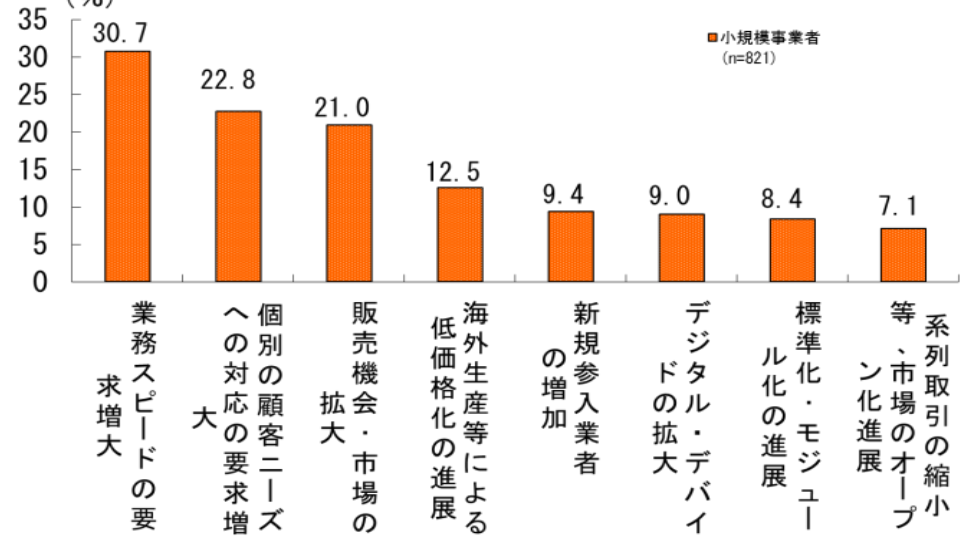
都道府県別の人口増加率(2005年-2010年)



国内外の設備投資の推移(製造業)



ITの普及に伴う市場や経営環境の変化の内容(複数回答)



小規模企業振興基本法のポイント

全国334万者(従業員約1192万人)の小規模事業者が、我が国の経済社会の構造的変化の中、どのように対応していくことが求められるか、基本的な方向性を示す。

1. 顧客との関係:信頼関係を活かし多様な需要を掘り起こす。

(基本法:第14条、15条)

消費の成熟化・国際的な価格競争

⇔小規模事業者は顔の見える関係でニッチな需要に対応

例) 高齢者向けに国産製品にこだわり宅配も行う衣料店

＜我が国経済への効果＞

- 需要の拡大
- 価格競争ではない付加価値の提供

2. 事業者自身のあり方:多様な「個」の能力を活かす。

(基本法:第16条、17条)

労働力人口の減少、労働力確保や事業承継の課題。

⇔小規模事業者は個人の才覚で事業を行う余地が大きい

例) 主婦のネットワークを活かしたビジネス

- 労働力人口の広がり
- 多様な自己実現の支援

3. 地域との関係:連携を強化し地域を活性化する。

(基本法:第18条、19条)

人口減少、地域の活力の減退

⇔小規模事業者は、地域に根ざした持続的事業で地域に貢献

例) 大手スーパーと連携し電子マネーで顧客を集める商店街

- 自立的な地域経済の実現

小規模事業者及び、国、地方公共団体、支援機関等様々な関係者の行動を促していくための仕組みとして、以下の枠組みを設定。

①中長期的観点から「事業の持続的発展」が重要との考え方を導入（第3条）

- 「成長発展」のみならず、小規模事業者が多様な関係者との信頼関係を尊重しながら「**事業の持続的発展**」を実現すること自体に、中長期的な我が国経済にとっての意義があることを位置づけ。

②個人事業者をはじめとする小企業者を政策対象として前面に位置づけ（第4条）

- より多くの小規模事業者が我が国経済の担い手としてその活力を発揮できるよう、小規模事業者の多数（約9割）を占める**従業員5人以下の「小企業者」**の適切かつ円滑な事業運営の重要性を明記。

③構造的変化に一貫して対応するための基本計画（5年間）の創設（第13条）

- 一貫した施策を講ずる**ための基本計画（5年間）を創設。小規模事業者の意見を聴くとともに、定期的な実態調査、国会への年次報告を通じ、施策の妥当性・実効性を担保する仕組みを導入。

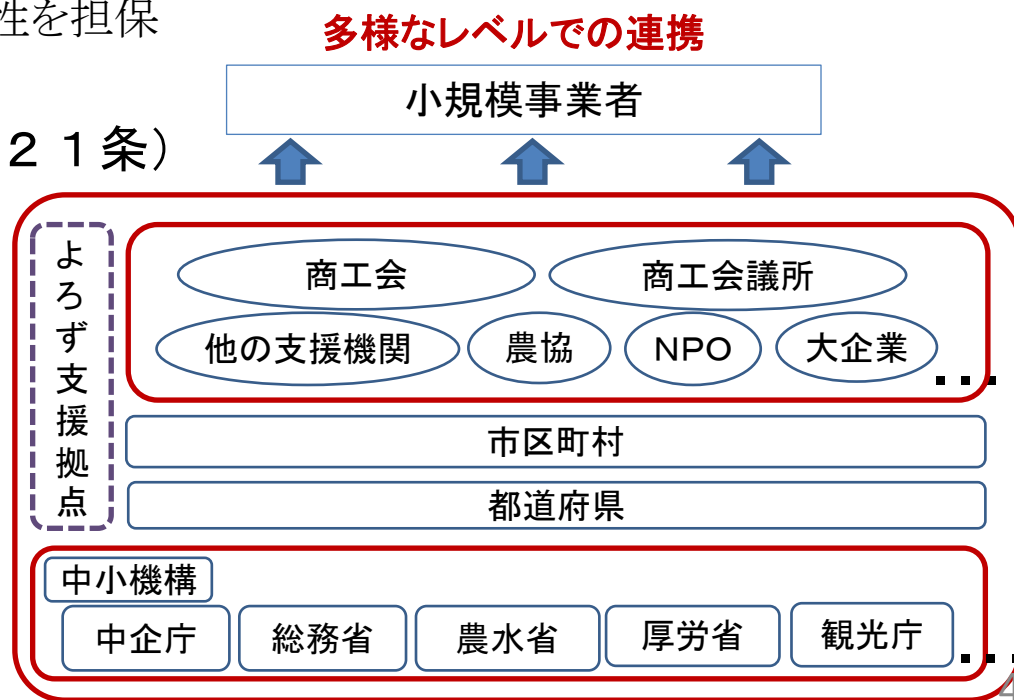
④総力をあげた支援体制の構築（第20条、第21条）

- 334万者に施策を届けるため、行政機関間、国と地方公共団体等の**適切な役割分担・連携**を定める。

(関係措置)ワンストップ総合支援事業(26当初、41億円)
(支援体制強化(よろず支援拠点の整備・
専門家派遣)支援ポータルサイト(ミラサポ))
国・地方公共団体の「施策マップ」の作成

- 施策の活用を促進するため**手続きの簡素化**を規定。

例)ものづくり補助金の申請書類を1/3に簡素化



小規模企業振興のための施策

①潜在的な需要の掘り起こし

【予算】

小規模事業者支援パッケージ事業(25補正、145億円)

- ・ 計画作成セミナー・相談会
- ・ チラシ、商談会等のPR補助
- ・ 専門家派遣
- ・ 物産展、アンテナショップの運営

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経)(26当初、40億円)

- ・ 上限額の拡充
(1500万円→2000万円)

ものづくり・商業・サービス革新補助金(25補正、1,400億円)

- ・ 事業革新に取り組む費用を補助

【税制】

中小企業投資促進税制の拡充

- ・ 資本金3000万円以下の事業者は投資金額の10%を税額控除

②多様な・新たな人材の活用

【予算】

地域創業促進事業(26当初、8億円)

- ・ 創業スクール(仮称)の実施

創業促進補助金(25補正、44億円)

- ・ 創業者支援

事業引継ぎ支援センターの全国展開

人材対策事業(基金の延長)

- ・ 未就職の新卒者、再就職希望の主婦、シニアと企業のマッチング

【その他】

経営者保証ガイドライン

- ・ 法人と個人が明確に分離されている場合等には個人保証を求めない

小規模企業共済の推進

- ・ 廃業等の備えとして加入を促進

③地域ブランド化・にぎわい創出

【予算】

JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業(26当初、15億円)

- ・ 地域資源活用商品の開発支援

連携支援事業(26当初、11億円)

- ・ 農商工連携や異分野連携を通じた商品開発等支援

商店街活性化支援事業(25補正、180億円)

- ・ 防犯カメラ等環境整備の支援、イベント事業等支援

地域商業自立促進事業(26当初、39億円)

- ・ 子育て施設の整備等を促進
- ・ インキュベーション施設の整備や空き店舗への誘致等

【その他】

関係府省・自治体との連携

地域団体商標制度の活用

支援体制の整備：小規模事業者支援法の改正

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案)

- ①商工会・商工会議所による伴走型支援(第5条第1項)
- ②商工会・商工会議所を中核とした連携の促進(第5条第3項)

商工会・商工会議所

全国拠点数：2,193箇所
(商工会)1,679箇所
(商工会議所)514箇所

経営指導員数：7,690人
(商工会)4,236人
(商工会議所)3,454人

これまでは経営の基盤である記帳指導、税務指導が中心

新たに経営戦略に
踏み込んだ支援を実施

経済産業大臣

経営の改善支援(記帳、税務等)

経営の発達支援(第5条)

①経営状況の分析
(強み・弱みを知る)

②計画策定・実施支援
(戦略を作り、実施する)

③市場調査支援
(潜在的顧客を探す)

④展示会等の開催
(新たな販路を見つける)



施策の利用を促進するため
小規模事業者をきめ細かくサポート

大企業、農家・観光協会、NPO等とも連携

例)市町村と企業・団体が協同して短期・長期体験滞在の受入れを推進。大企業(不動産会社)が住居をあっせん、各種団体が農業・福祉等の就業を支援。

例)商社OB等で構成されるNPOが「販路開拓塾」を開催。中小企業に、自社の強みの分析や展示会でのプレゼン方法を指導。

小規模事業者支援法のポイント

商工会・商工会議所を中核とした連携の促進(第5条第3項)

・地域活性化と小規模事業者の振興は「表裏一体」。商工会・商工会議所が経営発達支援事業を行うに際し、**市区町村や他の支援機関との連携を進め、地域の小規模事業者を支援**(連携先がNPO法人等の場合は、中小企業信用保険法を適用(第20条))。

(1)大企業との連携

(例)埼玉県久喜市商工会鷲宮支所(旧鷲宮商工会)

◎人気アニメの舞台で、大企業(出版社)と連携し、地域ぐるみでグッズを販売、イベントを開催。



(例)北海道商工会連合会・道内商工会

◎市町村と企業・団体が協同して短期・長期体験滞在の受入れを推進。大企業(不動産会社)が住居をあっせん、各種団体が農業・福祉等の就業を支援。



(2)農家・観光協会等との連携

(例)奈良県明日香村商工会

◎行政機関、地元の大学、農家、観光協会等とも連携し、国内外からの教育旅行の受け入れを推進。



(3)NPOとの連携

(例)経営支援NPOクラブ・浜松商工会議所

◎商社OB等で構成されるNPOが「販路開拓支援塾」を開催。中小企業に、自社の強みの分析や展示会でのプレゼン方法を指導。

